

# 鹿 児 島 県 公 報

平成31年 3 月 29 日 (金) 第3506号の 3



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 ( 毎 週 火 , 金 )

## 目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

### 県立病院局企業管理規程

- 県立病院局組織規程の一部を改正する規程 (※) (県立病院課取扱い) 1
- 鹿児島県立病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程 (※) (県立病院課取扱い) 2

### 県立病院局企業管理規程

県立病院局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成31年 3 月 29 日

鹿児島県立病院事業管理者 福元俊孝

#### 鹿児島県立病院局企業管理規程第 5 号

県立病院局組織規程の一部を改正する規程

県立病院局組織規程 (平成18年鹿児島県立病院局企業管理規程第 7 号) の一部を次のように改正する。

第 9 条 第 2 項 の 表 中

|           |                |       |
|-----------|----------------|-------|
| 循環器内科部長   | 循環器内科診療等に関する事務 | を     |
| 第一循環器内科部長 |                |       |
| 第二循環器内科部長 |                |       |
| 循環器内科部長   | 循環器内科診療等に関する事務 | に、    |
| 血液内科部長    | 血液内科診療等に関する事務  | を     |
| 血液内科部長    | 血液内科診療等に関する事務  | に、    |
| 腎臓内科部長    | 腎臓内科診療等に関する事務  |       |
| 診療部長      | 精神科診療等に関する事務   | を     |
| 第一精神科部長   |                |       |
| 第二精神科部長   |                |       |
| 第三精神科部長   |                |       |
| 第四精神科部長   |                |       |
| 診療部長      | 精神科診療等に関する事務   | に改める。 |
| 第一精神科部長   |                |       |
| 第二精神科部長   |                |       |
| 第三精神科部長   |                |       |

第10条第 1 項の表中「精神保健福祉主事」を「医療福祉支援主事」に改める。

附 則

この規程は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

.....

鹿児島県立病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成31年 3 月 29 日

鹿児島県立病院事業管理者 福元俊孝

**鹿児島県立病院局企業管理規程第 6 号**

鹿児島県立病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

鹿児島県立病院事業職員の給与に関する規程（平成18年鹿児島県立病院局企業管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

別表第 7 イの表県民健康プラザ鹿屋医療センターの項を削る。

別表第 7 ウの表県民健康プラザ鹿屋医療センターの項中

「

|     |
|-----|
| 副院長 |
|-----|

」を「

|    |
|----|
| 院長 |
|----|

」に改める。

別表第 7 エの表県民健康プラザ鹿屋医療センターの項中

「

|       |
|-------|
| 薬局長   |
| 総看護師長 |

」を「

|          |
|----------|
| 総看護師長    |
| 診療放射線技師長 |
| 臨床検査技師長  |

」に

改め、同表県立始良病院の項中

「

|     |
|-----|
| 薬局長 |
|-----|

」を削り、同表県立北薩病院の項中

「

|     |
|-----|
| 事務長 |
|-----|

」を「

|     |
|-----|
| 事務長 |
| 薬局長 |

」に

改める。

附 則

この規程は、平成31年 4 月 1 日から施行する。